

日時：平成23年9月28日（水）
午後2時00分～午後4時5分
場所：柴田町役場 委員会室（4階）

<出席者>

遠藤委員、澤田委員、児玉委員、志子田委員、阿部委員、吉良委員、桜場委員、大庭委員

<欠席者>

古川委員

<事務局>

平間まちづくり政策課長、関課長補佐、水上主幹、小林主査

1. 開 会

水上主幹：ただ今より、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会平成23年度第2回審議会を開催いたします。

現在、委員9名中7名の出席をいただいておりますので、審議会条例第7条第2項によりこの会が成立していることを申し上げます。なお、古川委員については欠席、児玉委員については遅れて出席するとの連絡が入っております。

2. 会長あいさつ

遠藤会長：今回は特に挨拶という程のものはございませんが、前回に引き続き、迅速かつ濃密に議論していただければと思います。

3. 会議録署名員の指名

遠藤会長：会議録署名員の指名でございます。事務局から説明をお願いします。

小林主査：前回の署名員は、名簿順に大庭委員と澤田委員をお願いいたしました。今回は、児玉委員と志子田委員になりますが、児玉委員が遅れて出席するということですので、志子田委員と阿部委員のお二人をお願いしたいと考えております。以上です。

遠藤会長：それでは志子田委員、阿部委員のお二人をお願いいたします。

4. 議 事

遠藤会長 : それでは、議事に入ります。今回は、前回に引き続き住民投票条例制定に関することということで、前回の資料1をご参照ください。今回は、資料1の(2)の③「外国人も投票資格者に加えるべきかについて」、④「外国人の投票資格を「永住外国人」、「定住外国人」のどちらを選択するべきかについて」これは③で加えるとなった場合に議論になる項目です。そして、⑤「開票の条件について」となります。
それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

小林主査 : はい、それでは資料のご説明をいたします。前回の第1回審議会の資料1が諮問事項になっておりますので、本日はこちらが基本の資料となります。

前回の振り返りといたしまして、諮問事項の(1)「住民自治によるまちづくり基本条例の一部を改正する条例」については、原案のとおりということで審議を終えております。

(2)は「住民投票条例制定に関すること」でありまして、①「住民投票に付することができる重要課題について」ですが、今回の第2回審議会の資料1をご覧ください。左側には住民投票条例案、真ん中の欄が修正等があれば記入する欄、右側が前回の審議会のまとめを記載してあります。第2条の欄になりますが、左側の条文に対応するように前回審議した住民投票に付することができる重要事項について要点を記入してあります。前回の審議結果によりまして、「住民投票に付することができる重要課題」については概括的に設け、ネガティブリスト(※)を設けるということでした。それから、一部の地域で解決すべき事項は住民投票の対象としない、ただし一部の地域におけるものでも町全体、住民全体に関係するものは対象とするということでした。ネガティブリスト、住民投票の対象となりませんよ、という具体例としては、その次に記載しております。一つ目は、国や県に関することそのものは該当にならないということ。ただし、町の意味として表明するものであれば該当するというものでした。二つ目は、地方自治法のリコールなど法に基づいて住民投票を行うものは対象にできないということ。三つ目は、町の組織や人事、財務に関しては対象にならないということ。四つ目は、現時点では想定できないものに対応するために大きくりの規定を設ける、ということが前回確認されました。

次に、(2)②「住民投票における投票の資格を有する者の年齢要件について」ですが、20歳か、18歳か、それ以外にすべきなのかという審議がございました。これは、第2回審議会の資料1の2ページ、第3条の欄に審議のまとめを記載しておりますが、公選法の投票資格は20歳以上である中で、条例に基づく住民投票の投票資格を18歳とした場合、年齢要件の異なる二つの投票制度ができることで住民に混乱が生じるのではないかと、また、公選法とは別に新たに投票資格者名簿を作成する経費やそれに伴う事務量の増加の問題などを勘案し、住民投票の投票資格者の年齢要件は20歳以上の者とするということになりました。ただし、若者の政治参加を促進しつつ、18歳への年齢要件引き下げを今後の課題とするということでもございました。以上が前回の審議会のまとめということでもございます。

本日は、前回の引き続きということで、(2)③「外国人も投票資格者に加えるべ

※法令などにおいて、禁止するものを列挙する規定をおこなうもの。

きか」以降について、ご審議をいただきます。他の事例によりますと、外国人を投票資格者に含めているところ、含めていないところと様々です。外国人参政権の問題もある中、議会で否決されたという事例もあります。本日は、まずはこの点からご審議いただきたいと思います。

外国人の方も投票資格者に加えるということになった場合ですが、どのような範囲にすべきかということで(2)④「外国人の投票資格を「永住外国人」、「定住外国人」のどちらを選択すべきか」についてご審議をいただくこととなります。前回も少しご説明させていただきましたが「永住外国人」は大きく二つに分けることができまして、まずは「特別永住者」の方。これは「日本国と平和条約に基づき国籍を離脱した者等出入関する特例法に定める特別永住者」で、いわゆる在日の方及びその子孫の方ということになります。もう一つが「入国管理及び難民認定法別表2の上覧永住者の在留資格をもっている者」で、例えば日本人と結婚した外国人で長く日本に住んでいる方、日系人の方、また、特別な資格や技能を持って長く日本に住んでいる方など、概ね10年以上住んでいる方で法務大臣から永住を認められた方です。「定住外国人」の方ですが、日本への在留資格を持って3年を超えて住まわれている方。これは在留資格が長くても3年で更新をしなければならないことから、3年を超えて住まわれている方は最低1回は在留資格を更新しているということから定住をされているとみなせるということです。

審議事項の最後は(2)⑤「開票の条件について」です。開票条件については、設けている自治体、設けていない自治体と事例は様々です。設けている自治体も開票条件を投票率50%としているところ、33.3%としているところもございます。北海道の芦別町では住民投票の成立要件は設けるが成立しなかった場合でも開票はする、というような規定をしております。開票の条件を設けるかどうか、設けるとしたらその条件はどのようなものか、についてご審議いただきたいと思います。

第2回審議会の資料1は、左の欄が住民投票条例の案になっております。前回ご審議いただいた内容を反映させ、条文としてはこの様な形が考えられるのではないかと、いうものを先進自治体の例にならって作成しております。真ん中の欄は修正等があれば記入する欄、右の欄が条項に関連する審議の内容を記入する欄としております。

次の参考資料です。前回の審議で若者の投票率についてのご質問がございました。資料は柴田町における各選挙の投票率になっております。資料上欄は、平成19年の宮城県議会議員選挙から直近の選挙までの投票率です。下の段は、各年齢階層別の投票率となっておりますが、こちらは一つの投票所を抽出して集計をとっております。20から24歳、25から29歳と5歳階級ごとに区切られております。大まかに言いますと、やはり若者の投票率は低くなっております。20から24歳の年代が一番投票率が低い年代です。平成19年7月の参議院選挙を見ますと、20から24歳の投票率は15.83%となっているのに比べ、50歳以上は68.95%となっていたり、30代前半と比べても3分の1以下の投票率となっております。参考ということでお出しいたしました。以上で資料の説明を終わります。

遠藤会長 : それでは次第に沿って審議を進めたいと思います。まずは、前回の資料1の(2)

③「外国人も投票資格者に加えるべきか」についてご議論いただければと思います。
はい、桜場委員どうぞ。

桜場委員： 前回の記録を読ませていただきました。年齢要件の20歳か18歳かという議論については、素晴らしい意見が各委員から出されていたと思います。結果的には20歳ということで落ち着いて、3年間なり経過を見て18歳への引き下げも考えていくという結果は、それはそれで良かったと思います。国民投票の件など課長からも説明がありました。今後は18歳に引き下げられていく大きな方向がある中で、私自身も年齢要件に関しましては、20歳以上として3年間なり経過を見ながら国の流れに乗って変化していけば良いのかな、と思いました。

次は外国人の件になるわけですが、国民投票を参考にしていくと私の意見は違うんです。国民投票は外国人の参政権は無しということだと思います。柴田町においては実際に165名の外国人がいらっしゃるということですが、その人数を考えた場合、そして公職の議員などを選ぶ選挙でもないということを見ると、住民投票がここに住んでいる外国人の方が意思表示できる唯一の機会だと思いますので、是非とも外国人に住民投票の投票資格を与えるべきだと私は思います。

遠藤会長： 他にございますか。はい、志子田委員。

志子田委員： 私も、まちづくりの関係だけであれば外国人の方も意見を出せれば、私たちと育ち方が違うわけですから新たなアイデアが出るんじゃないかなと思います。ただ、選挙などについては国の法に従ってというのはありますけど。まちづくりについてはいろんな人の意見を聞いていくというのがありますので、外国人の方も入れた方が良いのかなと私は考えます。

遠藤会長： 澤田委員いかがでしょうか。

澤田委員： 私も外国人の方も投票資格者に加えるべきだと思います。自分達の住んでいる地域の問題が住民投票に付されるわけですから、そういう意味でいきますと同じ地域に居住しているという要件が同じであれば、それは加えるべきだと思います。

遠藤会長： 大庭委員いかがでしょうか。

大庭委員： 私も外国人の方を投票資格者に加えていただきたいと思います。例えば、外国人の妻の方が柴田町は近隣市町に比べて多くなっています。そういう方々は一生懸命日本人になろうとしています。そういうこともございますので加えるべきだと思います。

遠藤会長： 外国人妻というところをもう少し説明していただけますか。

大庭委員： 主に農村地帯にいらっしゃる方が多いと思います。どちらかというと欧米系よりも

アジア系の方が多いと思います。外国から来る方は所得格差が大きいと感じています。低所得で農村部で一生懸命働く方、高学歴で大学などに留学して来る方、いろいろいらっしゃると思いますが同じ柴田町民として意見を反映できる形になればと思います。

遠藤会長 : はい、阿部委員お願いします。

阿部委員 : 私はこの条例に基づく住民投票の投票資格者に外国人を加えるということは、いささか時期尚早だと思います。外国人を加えたとしても憲法に反しないという判決があるということは前回も質問しましたし、自分でも調べました。しかし、様々な責任と義務ということを考えれば、外国人の方にもきちんと開かれた道、つまり日本国籍を取ろうと思えばできるわけですから、まずはそれをしていただいて、日本国籍を有する者が投票権を有すると、そういう努力はしていただきたいと思います。

遠藤会長 : 吉良副会長お願いします。

吉良副会長 : 難しい問題だと思います。条例素案をつくる時に話題になったことは、柴田町で働いている人など関わりのある人も参加できるような方向を考えながら話を進めてきたのですけれども、18歳が難しいのであればこちらも難しいのであろうと、永住にせよ定住にせよ全体で165人ですか、影響のある数だとは思わないんですけれども、バランスの問題があると思います。全国的な流れからすれば外国人にこのような権利を与えていくという流れになっているんだと思います。例えば住民登録をしていない仙台大学の学生は投票権が無いんですよ。しかしかなりの数に上ります。私の行政区は大学生が200名を越していると思います。その内住民登録をしているのは1/3位だと思います。ということは、私の地区だけでも住民登録をしていない大学生の数は外国人の165人を超えているかもしれません。20歳以上の学生ということにしても100人は超えていると思います。そう考えると矛盾してくるところもあるなと、そういうことも考えていかなきゃなと思います。

遠藤会長 : はい、阿部委員。

阿部委員 : 私も地区の役員として活動をしているのですが、日本人の方でさえ地域活動に出てこない方がいます。参加、参画していない人がまだまだいる状況です。今回の審議会は住民投票の条例を決めていくことですが、本来は、まちづくりへの参加、参画を進めるにはどのようにしたら良いか、分母をいかに増やすか、そういう議論もしなくちゃならないわけですよ。参加、参画する資格がある方でも義務を果たさないとか、そういう状況です。町に溶け込もうとするならば、日本国籍を取得する努力、いろいろステップはあるようですが、それをクリアして欲しいなという気持ちがあります。日本国籍を取得できる方法はあるわけですから。熱心な方であれば是非そうしていただきたいと思います。

遠藤会長 : 阿部委員から、日本国籍を取得する方法があるのだから、それを優先させるべきではないか、という意見がございました。一方で桜場委員、志子田委員、大庭委員、澤田委員からは、まちづくりに関する住民投票ということに限定すれば、住んでいる方がまちづくりの主役であると。住んでいるという点に着目すれば日本国籍の有無によらず投票権を与えて良いのではないかと、というような意見がございました。まずは、阿部委員から問題提起された、外国人も日本国籍を取得する道があるのだから、その努力をしていただくことが先ではないか、という点についてご意見をいただきたいと思っております。桜場委員、志子田委員、大庭委員、澤田委員コメントをお願いします。はい、大庭委員をお願いします。

大庭委員 : 次のところで永住外国人か定住外国人かという問題がありますが、今の議論からすると定住外国人は駄目だということですか。

阿部委員 : いや両方外すべきだという考えです。

吉良副会長 : 最初に永住にせよ定住にせよ外国人を入れるか入れないかを決めた上で、次の永住か定住かの話が出てくるわけです。2段階ということですね。

桜場委員 : 前回欠席をしたのですが、会議録をよく読むと20歳で3年間やってみるというのは、いろいろなメリット、デメリットがあるんですね。それで今回議論になっている外国人を資格者に加えるということによっても、前回18歳の人を入れるといういろいろなデメリットが出てくる。新たな名簿作成とかコストの面とか、選挙と一緒に実施出来ないとかあったと思います。そういうデメリットがこちらでも発生するということですね。そういうことはあるんだろうな、と思いつつも先ほど外国人も加えるべきだと発言しました。また、先ほど副会長が発言した問題も出てくるとは思いますが、それをやってしまうと大変なことになっちゃうだろうな、とんでもない仕事の量になっちゃうだろうなという気がします。

吉良副会長 : 私は、永住、定住いずれにしても外国人を投票資格者に加えることは必要なことだと思っています。ただ私が言っているのは、バランスを考えると同じく日本国籍を有していて普段ここに住んでいる人が、大学生が中心になるとは思いますがこちらに住んでいる学生は1,000人以上いると思いますが、その内半分以上が投票権を有しないことになるのではないかと、その問題をどう考えるのかということです。外国人に投票権を与えるということには異論は無いんです。全国的な法の流れはそうなりますから、私たちがそれにストップをかける必要はないと思います。阿部委員のような考え方が分かることは分かりますが、そのような流れを止めるということは出来ないかと私は認識しています。永住、定住を認めるということプラスここに住んでいる日本人の救済方法も考えないといけないと思うのです。そちらの方がコストはかかると思っています。永住、定住外国人については戸籍に代わるものが町にありますので、技術的に難しいとか費用がたくさんかかるというような問題ではないと思います。

遠藤会長 : 阿部委員は原則外国人を加えるべきではない、吉良副会長は住んでいる方が投票権を有するという考え方をした場合に住民登録をしていない日本人についても考えなければいけない、そういう指摘がございました。ちょっとこの二つの論点は違うところにあります。

論点を整理していきますと、まず阿部委員の意見は非常に本質的な部分です。外国人であっても日本国籍を取得できる道がある。それをやってからで十分ではないかという意見でした。はい、澤田委員。

澤田委員 : 例えば、住民投票の一つの条件の中で、ここで定住している、ちゃんと税金も払っていると、そういう人であれば定住して3年とかそういうことであれば与えて良いと思うんですよ。学生の問題については、極論を言えば4年間とか限られた中でここに住んでいるんですよ。まあ、ここに就職すれば別ですけどね。そういう人たちの中でこちらに住民票を移さない人たち、それは投票権を与えなくて当たり前だと思いますよ。何もその人たちと外国人を比較する内容が違いますよね。片方はちゃんと住所を置いて外国人ですけども住民としてのある一定の資格を得ているわけですよ。もう片方は4年間という決められた期間この町に住んでいて、卒業してこの町に残るかどうかは分かりませんが、住所をちゃんと置いて大学に通えばこの町で投票権をもらえるわけです。その二つを比較すること自体私から見るとちょっとナンセンスだと思うんです。

吉良副会長 : 先ほどは分かりやすい例として仙台大学の学生の件を出しました。例えば働いている人で住民登録をしないでアパートに入っている人というのは結構いるんですよ。私の地区にも結構います。住民登録をしていない人と外国人のバランスということを話題にしたかったんです。あくまで学生というのは代表的な例ということです。

澤田委員 : 住民としての資格を持っている人、即ち住所登録をしている人たち、それが住民と呼べる人たちなんです。住民登録のある人たちが住民投票に参加できるということなんです。そういう範囲で考えないと、あんまりごちゃごちゃ考え過ぎると分からなくなっちゃいますから。住民投票であるのだから、住民である資格を満たす者は住民投票への参加資格がある、単純明快だと思います。それで良いのではないのでしょうか。

遠藤会長 : はい、桜場委員。

桜場委員 : 澤田委員と同意見です。住民登録というのは学生にせよサラリーマンにせよ自分の意思で出来ることです。それを前提に考えると澤田委員の考えの方が分かりやすいと思います。副会長の意見は確かに理想だと思うんです。住民登録していなくても、住んでいるんだからそういう人たちにも投票権を与えていろんな意見を聞いていこうというのは。ただ、それをやってしまうと事務的な作業から何から大変で、本当に住民投票ができるのかどうか、そんなところまで発展してしまうかもしれません。先ほ

どの澤田委員の意見同様、住民登録をしている人を対象にしましょう、ということで良いと思います。

志子田委員： 私自身15年間単身赴任していました。その間の選挙は、国政でも地方選挙でも柴田町に戻って投票していません。赴任先から投票していました。税金を納めている先で投票するというのは自然だと思うんです。外国人でも何でも、ここで税金を納めていればこの住民だと考えても良いのではないかなと思うんですよね。私は単身赴任していた15年の間に柴田町に戻って投票したのは2回しかありませんでした。あとは全て他の町からでした。自分の住んでいる所に税金を納めているのだから、そういう人達はまちづくりに関しては入れた方が良くないと思います。

遠藤会長： ちょっと確認させてください。先ほど澤田委員の言った住民としての資格を有しているならば住民投票の資格が与えられると。住民の資格というのは住民登録をしているということ、そして税金を納めているということ。住民登録をしていない人の税金はどのようになるのでしょうか。

関課長補佐： 基本的に登録市町村になります。

遠藤会長： 住民登録の有無というのは税金が入るかどうかに繋がるので大きな話であると。次にお聞きしたいのは、外国人で日本人と結婚された方がいるということでしたが、そのような外国人の住所登録はどうなっているのでしょうか。

小林主査： 外国人登録法に基づく制度により、日本人の住民登録に近いものが、町に登録されています。

遠藤会長： その外国人の税金はどのようになるのですか。

小林主査： 日本人と同様に、基本的に登録している市町村に入るようになります。

遠藤会長： その点では明確だと思います。

問題は、阿部委員の指摘された点だと思います。そうであっても、日本国籍を持った者が住民投票に参加するという建前を持つべきだろうということです。外国人であっても日本国民になり得る道が開かれているのだから。この点についてどう考えますでしょうか。はい、澤田委員。

澤田委員： 他の市町村の事例では、ある一定の条件を満たせば外国人にも投票権を与えるというものが多くなっています。例えば川崎市では、外国人についても住民投票検討委員会報告書で考えが示されているとおりに、住民投票において自らの思想で投票するには、日本の社会生活や文化、政治制度などを理解していることが求められると。それを習得する期間として3年程度は必要であると考えられることから、外国人の資格要件と

しては、永住者、特別永住者に加え、日本に在留資格があって引き続き3年を超えて在留することが望ましい。この条件を満たせば外国人にも投票資格を認める、という内容になっています。これは一例ですけれどね。

遠藤会長 : はい、事務局お願いします。

関課長補佐 : 本日お配りしている資料1の2ページ目をご覧ください。住民投票条例案の第3条第1項第2号になります。ここの最後のところになりますが、要件を満たす外国人であって、本人の意思で投票資格者名簿への登録を申請した者としています。要件を満たす外国人全てということではなく、この内容を把握した上で私は住民投票に参加しますと言った外国人の方だけが投票資格者になりますよということなんです。そのことから考えますと、先ほど阿部委員からご指摘がありましたが、そのような方は日本という国のこと柴田町のことを真摯に受け止めている外国人の方であろうと捉えて良いのかなというのが一つあります。

もう一つは、現在は外国人の方は国政選挙も地方選挙も投票することはできませんが、例えば選挙違反をした外国人でも登録さえすれば住民投票はできるということがでできます。そこまで司法の方では確認しません。通常、日本人であれば禁治産者だとか法を犯した者ですとかそういう人についてはデータがあって除外されるのですが、外国人についてはそういうデータがないんです。つまり、日本人であれば投票権が剥奪される場合でも、外国人であるがために参加できるというアンバランスな内容になってしまうということが考えられますので、併せてご議論いただければと思います。

遠藤会長 : はい、阿部委員。

阿部委員 : 私が言いたかったのは、今事務局から説明のあった中では特に後者の方になります。今は柴田町には165人の外国人の方が登録されているということですが、前回の審議会でのこの住民投票制度は常設型ということが確認されているという大前提がある中で、いろんな事例を考えていった場合、日本には外国人であっても日本国籍を取得できるという開かれた道があるのですから、条件をクリアして是非そのようにしていただきたいと思います。基本条例の趣旨は事業者なども含めて進めるということですから、その趣旨とは矛盾するかもしれませんが、こと住民投票ということに関しては慎重に考えなければならないと思っています。

ちょっと脱線になるかもしれませんが、前回の議会で住民投票に関する質問が議員さんからあったとのことですが、その質問の主旨と町の答弁についてまだ把握していなかったものですから、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

関課長補佐 : 舟山議員からの質問でした。基本条例に基づくものとして審議会は既に設置されているわけですが今年審議会が設置されるようだがという質問がありました。勘違いがあったようです。答弁としては、審議会条例を昨年度制定して審議会を設置し、推進

センター条例などご審議をいただいていますし、現在は住民投票条例について特に全国的に議論されている大きく分けて5点になりますが、それを諮問しているところである、というものです。町長がその答弁の中で言及したのは、現在、議会の方でも議会基本条例というものを制定する動きがあるということをおうかがっているのです、そういったものと照らし合わせながら腰を据えて住民投票条例の検討を町も進めていくと。ただし、使い方を間違えると、とんでもないことになってしまうので、住民投票の趣旨というものを住民の方にアピールしながら、やり方を間違えないように、正規の使い方というのでしょうか、あるべき内容になるように啓発していく、と議会の中で答弁しております。

遠藤会長 : はい、澤田委員。

澤田委員 : 質問ですが、投票資格者ということで条例案第3条第1項の(1)で日本人は住民基本台帳に記録されている者となっておりますが、(2)で外国人は登録を申請した者となっております。登録されている者と登録を申請した者と、なぜこの差があるのでしょうか。住民ということであれば、きちんと登録されているわけですから。

関課長補佐 : 先ほど澤田委員からもご発言がありましたが、外国人の中には3年なり5年なり住みながらも、日本語が全く分からない外国人もいるわけですね。しゃべれるが読み書きはだめだという方もいます。そういう方の中にはこの住民投票の趣旨やその方法を読んで理解できない方もいると思います。ですから、読む力、理解する力を習得するのが3年なり何年以上とし、その上で内容を理解して本人の意思で登録をした方、という住み分けをしているということです。理解できる方が参加するということです。

澤田委員 : なるほど、分かりました。

(児玉委員着席)

遠藤会長 : 児玉委員がいらっしゃったので、ここで議論の現状を説明したいと思います。

今議論している点は、次第の①外国人も投票資格者に加えるべきか、というところなんです。今の状況は、桜場委員、大庭委員、澤田委員、志子田委員の4人は認めるべきであるということです。論理を整理して発言をいただいたのが澤田委員からでありまして、外国人であってもこの町に実質的な住民登録をしているのであれば、納税もここにするというのが基本になる。そういう方であるならば、まちづくりということに関連しての住民投票条例に当然参加してもらっても良いのではないかと。その前提としては、本日の資料1の1ページ目をご覧ください。右側に前回の審議内容がございます。住民投票の対象となる事項について、先ほど事務局から説明があつて皆さん納得されたのですが、重要事項のポジティブリスト(※)については、明確に住民投票の対象となるということとして、町の存続に関する事、つまり町名変更とか合併、後は町が実施する特定の重要施策に関する事項として大規模公共施設の建設など、こ

※法令などにおいて、許可するものを列挙する規定をおこなうもの。

れが対象として考えられるわけです。それに対してネガティブリスト、これは住民投票の対象にならない事項ですが、憲法や法律改正、外交、防衛、国道整備等の国の権限、県立病院設置や県道整備などの県の権限、私企業の経営事項などについて。ただし町として宣言的な、意思を表明することは可能であると。それから地方自治法によるリコール、特例法による合併協議会の設置関係、憲法の規定による特別法の制定に伴うもの。これらは対象外であると。それから、町の組織、人事、財務に関すること。そして、これ以外でも適当でないものがあれば除外すると。という前提があつて、まちづくりに関することであれば外国人も認めてよいだろうということです。

一方で、この考え方に対して2つの問題提起がなされました。一つは阿部委員からです。外国人であったとしても、日本人になる道は開かれている。住民投票の投票資格を得たいならば、その手続きを踏んでから投票資格を得るということでも遅くないのではないのかということです。これが阿部委員の指摘された問題です。

そして、もう一つは吉良副会長からの問題提起です。投票資格者に外国人を加えることは基本的に反対するものではないが、バランスの問題というものが存在する。例えば、仙台大学の学生の中には住民登録をしていない人がいて、投票権を持ち得ない人がいる。しかし、実際には柴田町に住んでいて、まちづくりにも実質的に関与し得る立場にあると。そういった人に投票権が与えられなくて、外国人に与えられるのはバランスに欠く、という問題が出されております。学生だけではなくて、住民登録はしていないが柴田町に住んでいて、事実上まちづくりに参加できる立場にありながらも投票権が与えられない事例が多々存在するという点でバランスに欠くのではないのかということです。

そのような議論があり問題点も指摘されていますが、それを受けて児玉委員はどのように考えますでしょうか。

児玉委員 : 住民登録をしないで住んでいる学生や単身赴任されている方もいらっしゃると思いますが、住民登録をしているということと納税しているという点は非常に重要だと思うので、不公平感が生じたとしても致し方ないことだと思います。最低限そこは必要かなと思います。外国人であっても日本人であっても、そこは必要なのかなと思います。そうでなければ投票権がなくなってしまうのではないかなと思います。

遠藤会長 : 日本国籍がない者について投票権を与えるということについて、阿部委員からの指摘についてはどのように考えますでしょうか。

児玉委員 : 国籍を持っていないということは、住民登録をしていないということとは違うのでしょうか。

吉良副会長 : 外国人登録法に基づいて町に登録している人は、日本国籍を持っていない人なんです。

児玉委員 : 例えば日本人がアメリカの国籍を取得することはすぐには無理で大変だということ

を聞いているので、日本でも大変なことなんじゃないでしょうか。登録していれば良いのではないのでしょうか。

阿部委員： 手続きが簡単か難しいかは主観の問題ですから。なぜ日本人でなければならないのかという議論は、前回議論した年齢の問題も似ていると思うんですよね。憲法上の話、地方自治法上の話、財政的な話も含めて20歳ということになったんですが、今回、資料の中にネガティブリストの具体例として地方自治法のリコールや合併特例法で行うものは外すんだよというのがあります。この住民投票では議会の解散とか町長の解職は該当しないんです。しかし、二重制度というか、二つの住民投票をどうするか、ごちゃごちゃにならないかということで、それじゃ20歳にしておこうという話も出たと思います。そういうこともあって、そして日本人であるということが非常に重要じゃないか、つまり参政権につながる話でもありますので、ここはきちんとしておかないと。今日も国会でやっておりましたが、揉めているところです。この辺をどうするか、先ほど事務局からもありましたが、町長も慎重に進めていくと言っておりますので、よく考えていかなければならないと思います。私はこだわっているところです。撤回はしません。

吉良副会長： 志子田委員から最初の方に発言があったと思うのですが、国政に関しては、外国人の権利については一切除外しています。国の免許関係は原則として外国人には認められていません。介護関係とか、だいぶ緩くなってきているものはありますが。この基本条例に基づく住民投票に関してのみ外国人の参加を認めますよ、国政などについては別ですよということなんです。そういう流れの中で、先ほど会長からこういう部分は除外するよという説明がありましたが、柴田町においてはあくまでも基本条例に基づくものだけということなんです。外国人は課せられる義務がないから、権利も与えられない、国政はそれで良いんです。ただ、柴田町においては外国人も我々と同じように、ということで私は外国人を加えることには賛成したのです。

阿部委員： 全体的な流れというものは承知しています。混乱するのではないかということは、前回一致しましたよね。基本条例に基づくものと法に基づくものがあるというのは住民の方にまだ定着していないと。そういうところをきちんとやっていかないと、まずいんじゃないのかなということなんです。

吉良副会長： PRしかないんだと思うんですが。

阿部委員： PRしかないとは思いますが、本質的にこの辺は譲れないところです。まちづくりへの参加を拒むということではないんですよ。ただ、こと住民投票に関しては慎重になるべきではないかと。例えば、私は転勤族だったのですが、もし私がお金持ちで税金さえ納めれば、どこでも投票権を得られるわけです。それから極端な例ですが、日本以外の国が悪意を持って人を送り込み、お金を払って3年住んでもらって何かを仕掛けるということもできるわけです。そこまで考えた場合、非常に恐ろしいなと

思うんですよ。論点ではなく感覚的なことですが、そういうものも踏まえているということですよ。

遠藤会長 : ただ今、意見が対立しております。非常に重要な部分でありますので、5分程度休憩を取りたいと思います。

(休憩)

遠藤会長 : 再開いたします。

休憩前の議論について整理させていただきます。阿部委員からは、澤田委員が言ったように住民登録と納税が投票者の資格と考えれば良いということに対して、税金を納めればそこで住民投票ができるというのであれば、今は外国人は165人ということですが、ある特定の方々がどんどん移り住んで来て、国政や県の権限に関することは実施できないけれども、税金を払っているということを以ってこの町を外国人の支配化に置かれてしまうのではないかと、そのようなことまで想定すべきではないかという問題提起がございました。或いは、ある国がこれを利用して何かを仕掛けてくる恐れだってあり得るのではないかとということでした。そのところをどのように考えますでしょうか。極端なケースであり得ないかと考えるのか。それとも蟻の一穴だと思って懸念しておかなければならないのか。その辺について考えていただきたいと思います。

それからもう一点、吉良副会長からはPRの問題だという意見も出されましたが、基本条例に基づく住民投票では外国人の投票権を認めるということになった場合、ネガティブリストを通り越して住民の方が理解した場合、かなり大きな混乱があるのではという懸念も提起されました。

それから三点目ですが、これは私からの問題提起ですが、ネガティブリストによってかなりの重要事項が外されてしまっていて、まちづくりに限定した投票条例だとすると、残ったまちづくりの重要事項、投票対象となる重要事項は一体何があるのだろうかということですよ。そのところはこの審議会できちんとイメージを統一しておかなければならないだろうと思います。それに関連して、資料1の審議内容の(1)町の存立の基礎的条件に関する事項(町の名称変更や合併など)とあります。そうすると合併についてはこの条例でできるわけですね。合併というのは、政治的なものもかなり含んでいると思うのですが、そういうものにも外国人を加えていくということについては、それでよろしいのでしょうか。或いは、柴田町というのをやめて、外国のような名前にしてしまう、そのようなことにも参加できるわけですね。

澤田委員 : 話を聞いていると非現実的なんですよ。私が理解するにはですよ。とてつもなく非現実的な話をされているように思うんです。何で外国人が日本に柴田町に乗り込んできてね、町を乗っ取るようなことをどうやってやるんですか。何のためにそんなことをするんですか。合併問題があったら外国人が大量にやってきて賛成に入れる反対に入れる、非現実的ですよ。だいたい、前にも言いましたが住民投票をするようなことは10年に1度有るか無いかですよ。これが毎年とか3年に一回あったら大変なこ

とになりますよ。そういう現実を踏まえた中でどうすべきか考えないと。架空のような話をここで議論しても何も始まりませんよ。

吉良副会長： 有権者が3万数千人いる中で、外国人として登録されている方は子どもを含めて165人なんです。パーセンテージは1%にも満たないわけです。その165人にして第3条第1項第1号のところで縛りがかかっているわけですね。そうことを考えると澤田委員がご指摘のように、枝葉末節と言ったら失礼ですが、基本理念からすれば阿部委員の気持ちも分かるのだけれども、澤田委員の方が常識的な考えだと。

澤田委員： 現実的な話をしましょうよ、本当に。貴重な時間なんですから。

桜場委員： まずは外国人を加えるかどうかですよ。それがあって第3条にある条件の話になるのですよね。条件もセットに話あってどうするか、というのなら分かるのですが、どちらですかと聞かれれば加えるべきだとなるんです。

吉良副会長： いや、まず加えるかどうかを決めて、加えるなら永住か定住かなど縛りをどうするか話し合います。165人から50人になるか40人になるか、それは分からないんです。

遠藤会長： 先ほど論点を整理いたしました一点目、二点目につきましては、澤田委員から懸念は分かるけれども現実性が非常に乏しい論点なのではないかという意見がございました。現実を踏まえて対応していくべきじゃないかという話がありました。

阿部委員： 論点は例ですから。本質的なところは変わりませんという意味です。本質的に外国人は入れるべきではない、日本人とはどういうものなのか自分なりに思っているところがありましたので。先ほど言ったのは極端な例ですから、議論に値する論点だとは思っていません。

遠藤会長： 阿部委員から再度ありましたが、外国人は入れるべきではない、基本的に日本国民に限るべきであると。

阿部委員： 今の時点ではそうしておきたいと。基本条例はずっと続くわけですから、今の時点では外国人は入れないでおきたいという主張です。

遠藤会長： 投票資格者は日本国籍を有する者に限るという立場は変わらないということですね。まちづくりに限定されているものであっても国籍を取得すべきだと。

それでは、この審議会の議論を整理しますと、1対6という関係でございますので基本的に外国人を加えることを認めるということ、この審議会の意見として集約されているということによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

遠藤会長 : では、事務局。

平間課長 : 実は、今年の春のことですが、国の方で地方自治法を改正して住民投票を実施できるようにしようとする動きがありました。大型公共施設の是非については、国の法律に基づく住民投票で実施してしまおうということでした。その原案では、投票資格者は20歳以上の日本人で、外国人は含めないものでした。当時の片山総務大臣が今年2月に提案しようとしていたのですが、まだ法としては整備されておりません。しかし、このようなこともありまして、ネガティブリストに国の事例を入れるかどうかという動きがあることをご承知ください。そうしますと実際には、外国人を入れたとしても今後どのような場面で活用できるかというのが心配ではあります。

遠藤会長 : つまり、ネガティブリストに追加される事項が出てくることがあるということですね。大型公共事業が関係するものはネガティブリストに追加されることがあるかもしれないと。

平間課長 : 例えば、町で図書館を建てる、橋を架けるといった大規模公共工事については、20歳以上で日本国籍のある方しか投票できないと、そういう規制がかかるというのが今回の地方自治法改正の動きの中でありました。ただ、それは制度化されませんでした。ただ、国の動きとしては20歳以上の日本人で住民投票を行うという考えがあったということです。

遠藤会長 : それから確認しておきたかったのが、ポジティブリストの例としてあった合併や町名変更というのは政治的なことを含みますが、そういう事項はネガティブリストに入らないということによろしいですね。

平間課長 : 入らないと考えています。

遠藤会長 : もう一点混乱を防ぐために確認しておきたい点があります。大規模公共施設についてはネガティブリストに入る可能性があるという説明がありました。それについては20歳以上の日本国籍を有する者が投票資格を有することになると。そうしますと柴田町住民投票条例については二つ存在することになるということですか。

平間課長 : そうなります。

遠藤会長 : 地方自治法に基づく大規模公共施設についての住民投票と、基本条例に基づく住民投票とがあるということによろしいでしょうか。

平間課長 : はい。

遠藤会長 : これはいろんな人の反応がある問題であり、非常に慎重に結論を出したいと思っておりますので、その様なことをきちんと理解した上で、いろんな問題提起を議事録に残して、OKにするという形に敢えていたしました。ですから、澤田委員が何だあり得ないことだと言っていたら、私の目的が果たせたと安心しました。そういう意味で今回の議事録は非常に重要だと思います。

この審議会としましては、まちづくりに関する事項の投票制度であり、町に住民登録があり、外国人については外国人登録法によって登録して税金を納めている限り投票資格があると、そういう形で整理したいと思います。

吉良副会長 : 税金を納めているという点に引っ掛かります。外国人登録をしている方でも働いていない方もいるはずです。そういう方でも永住外国人で登録されていれば、投票資格者名簿に載ることができるはずです。税金という言葉は表に出すべきではないと思います。一般的な話としては理解できますが、そうじゃない方もいらっしゃるのです。

澤田委員 : 住民としての条件を満たすには、税金を納めるということも含めて多岐にわたってあるわけですから、住民としての条件に適合していれば良いのです。

吉良副会長 : 住民としての資格を持っているという言葉で良いのだと思います。税金にとらわれないで。

遠藤会長 : 澤田委員が言うように、住民としての資格を満たすというのは、住民登録をしている又は外国人登録をしているということ、もし収入があれば税金を納めているということにもなる。以上のようなことを確認しておきたいと思います。

平間課長 : 関連といたしまして、外国人の犯罪をどのようにして確認、把握するかということがあります。日本人の場合でしたら、選挙の関係もあって対象を把握して除外できるのですけれども、外国人の場合はどのようにしていくかと。外国人登録をしてはいますが、その犯罪については町では把握できない状況です。

澤田委員 : 何か方法が無ければ確認はできませんよね。

小林主査 : 外国人の犯歴については町では把握しておりませんが、先進自治体ではどのように対応する予定なのかと実務の話聞いたところ、そこでは地方検察局に照会を出してそこで確認を取る予定だということでした。仙台地方検察局に仮の場合ではあるがということで相談してみたところ、過去にそのような事例は無いので、条例に基づく犯歴の照会へ回答できるかどうかは、その時の内容を法に照らし合わせて判断することになるというものでした。

吉良副会長 : そのような点については、川崎市であるとか先進事例を参考に条例案入れていただく

しかないのかなと思います。他の自治体もそこは考えているでしょうからね。

澤田委員 : 調べる方法があるならやってもらわないと。

小林主査 : 逆の例としては、外国人の犯歴を把握することが難しいので、公職選挙法などに違反して選挙権が無い日本人でも住民投票の投票資格はあるという事例も中にはあります。

平間課長 : そういう点からも、日本人と外国人の差異はあるということをご紹介いたしました。

遠藤会長 : 確認したい点があります。外国人であっても日本に住んでいる限り、犯罪行為、違法行為があれば、日本国内法で裁かれるはずですが。日本国内での犯歴というのは、先ほどありましたが地方検察局に照会すれば把握できると。法治国家ですから、犯歴のデータはあるわけです。

澤田委員 : でも難しいよね、個人情報だから。どこの誰に何の犯罪歴があるのかどうかなんて。

遠藤会長 : 日本国籍を有している人は一定の犯歴で投票権を失うということを適用するならば、法的バランスを考えれば当然外国人についても、町は照会をする義務が生じるということです。そのように理解したいと思います。

一方で、外国で罪を犯し日本に逃れてきて、あたかも何も無かったかのように外国人登録をして生活をしている者について、どう取り扱うかという問題提起が平間課長からあったのだと思いますが。

平間課長 : いや、国内法の方についてでした。

遠藤会長 : わかりました。国内法であれば当然把握できると思いますので。

吉良副会長 : 国外になると把握しきれませんね。

遠藤会長 : 今の部分はそういうことで整理させていただきたいと思います。

それでは、今の議論を踏まえまして、混乱を解消する意味も含めまして、投票資格者の条件ということで条例案の第3条について事務局から説明をしてもらいたいと思います。

小林主査 : 本日の資料1の2ページ目になります。住民投票条例案の第3条投票資格者ということで、前回の審議会におきまして年齢要件についてご審議いただいた結果の20歳以上ということを反映させ、そして、今回ご審議いただいている国籍要件ですが、ひとまず外国人を入れた形で作成しております。

第3条第1項では、「本町に住所を有する20歳以上の者であって」と、20歳以

上ということが投票資格の大前提になっております。20歳以上のどういう者が対象なのかということで(1)と(2)が出てきます。(1)では、「日本国籍を有する者で、引き続き3箇月以上本町に住所を有する者」ということで、こちらは公選法と同様の要件になっております。そして(2)ということで外国人になります。これは外国人も投票資格者に加えた場合に発生する条文です。加えた場合でも冒頭の括弧にありますように永住者か定住者かという問題がありますが、それは今後のご審議によることといたしております。条文としては、「(永住又は定住)外国人で、引き続き3箇月以上本町に住所を有する者で、外国人登録法第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が本町で、同項の登録日から引き続き3箇月以上経過している者」ということで、居住期間については日本人の方と同様の条件になっております。

そして第2項になりますが、これは仮に定住外国人ということで条文を作成しているのですが、外国人の範囲はどのようにするのかについて(1)、(2)、(3)と3つの範囲を示しております。(1)が「出入国管理及び難民認定法別表第2の上覧の永住者の在留資格をもって在留する者」ということで、いわゆる永住外国人になります。外国人の妻であったり、日系人2世3世であったり、概ね10年を目安として日本に住み続けている方が法務大臣の認可により得られる資格です。

(2)が「出入国管理及び難民認定法別表第1及び第2の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者(前号に掲げる者を除く)であって、引き続き3年を超えて日本に住所を有する者」ということで、この審議の中では定住者と言っています。外交ですとか研究、研修などで日本に来られて、仕事や勉強をされている方です。在留期間は1年から長くて3年となっております、それはその方の職種などにより異なるようですが、3年を超えて日本に住所を有する方というのは、最低でも1回は在留資格を更新していることから定住者と見なせるということといたしております。

(3)は特別永住者になりますが、こちらはいわゆる在日の方、その子孫の方ということになります。

次に第3項になります。こちらが先ほどの審議の中で出てきました、投票資格を有しないのはどのような人たちかということになります。第1項と第2項で投票資格がある方の条件が出てきているのですが、その方たちで投票資格を失う人は次のような方だということといたしております。(1)が「公職選挙法第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第17条第1項から第3項までの規定により選挙権を有しない者」ということで、いわゆる選挙違反により投票権を有しなくなった方は住民投票の投票資格もありませんよということといたしております。選挙の関係から、このような方は町で把握しております。

(2)が先ほど話題になった外国人のケースです。外国人を投票に加えるとなった場合に発生する規定です。こちらの内容は、投票資格のある外国人は日本人と同様に、選挙違反等があれば投票資格を失いますよということといたしております。以上が第3条投票資格者の内容になっております。

遠藤会長 : 第3項の(2)について、条文が分かりづらいのもう少し説明を加えてもらって

よろしいでしょうか。

小林主査 : 第1項第2号に該当する外国人の方を、「公職選挙法第9条に規定する選挙権を有する者」、つまり日本人の選挙権がある方と同様にみなして、それぞれの選挙法規定を適用した場合に選挙権を有しなくなってしまう方、日本人であれば選挙違反をして選挙権がなくなってしまうので、そのようなことをした外国人は投票権が無くなりますよということです。

吉良副会長 : 一応、外国人を加えた場合に、除外される人の条件は入れているわけですね。

遠藤会長 : 基本的なことになりますが、選挙権の無い外国人が選挙違反をするということがあるのででしょうか。

吉良副会長 : 選挙権が無くても選挙の応援をするということはあるんです。

遠藤会長 : お金やお酒を配ったりとかですか。

吉良副会長 : それだけではなくて、例えば選挙の運動員として違法行為をすれば選挙違反で捕まります。それは18歳でも19歳でも同じですから、選挙権の有無というのは関係ないんですね。

遠藤会長 : 公民権の停止ということはある得ないんですね。

吉良副会長 : 外国人は公民権が最初からありませんから、停止ということはないんです。ただ、この条例では公民権停止と同じような扱いをしますよということなんです。

志子田委員 : ここでは、第1項(2)で投票資格者名簿に登録をした人だけがその対象になって、登録しない人は関係ない話ということでしょう。

吉良副会長 : そうです。登録した人で選挙違反があれば投票資格が無くなるということなんです。ただ、その証明が難しいかもしれないというだけで。

遠藤会長 : 今の事務局の説明に対して質問のある方はいらっしゃいますか。はい、児玉委員。

児玉委員 : ここは事前に読んできたところではあるのですが、難しくてなかなか理解が難しいなど。分かりやすいことは大切ですが、まちづくりのための住民投票条例とそれ以外の住民投票条例は違うということは混乱の基だな、どう考えていけばよいのかなど。

遠藤会長 : ここで、外国人を投票資格者に加えるかという議論から少し離れさせていただいて、ネガティブリストを除いた後の住民投票条例の対象というのは、具体的には一体何が

あるのか。町民から聞かれたときに審議会の会長としてどう説明するか。分かりやすく説明できる具体的ものは何なのか。ネガティブリストで外していったら何も無くなってしまったというのでは。その辺について事務局から説明をお願いします。

平間課長 : まずは原発やごみ処理場の建設など、まず、一般的に嫌われる施設については考えられると思います。

遠藤会長 : 迷惑施設と呼ばれるようなものですね。

関課長補佐 : それから、ランニングコストが非常にかかってしまう施設も考えられると思います。例えば大規模図書館など、県立クラスの施設を建てようということになれば、町民に諮るということがあると思います。

平間課長 : もしかすると、庁舎の建替えや移転というのも可能性としては考えられるかな、というところだと思います。

桜場委員 : ヒューム管跡地を買ったら良いのではないかという話が議会であったと思うのですが、そういうのもポジティブの方に入るわけですか。何億だとか言われているじゃないですか。

関課長補佐 : それはならないと思います。ただ、例えば庁舎移転とセットになれば考えられると思います。

桜場委員 : 総合体育館の建設は。

平間課長 : 建設コストがどれくらいで、どのような施設を建てるのかによって町民の方の考え方が違うと思います。

関課長補佐 : 生活環境を改善していくものというのは住民投票の対象とならないと考えています。例えば下水道の整備でこれから何億もかかるから良いか悪いかというのは住民投票に馴染まないだろうと。道路の拡幅が必要で用地買収や保障に多額の費用がかかることについて住民投票というのも無いだろうと考えています。大まかに言えば、全員が全員それが無くても生活に支障が無いのに作るということ、例えば先ほど例にあげた大きな図書館が必要かどうかとか、そのような大規模公共施設の建設の是非というのは出てくると思います。ただ、町民全体が必要だというものであれば、金額の大きい小さいに関わらず出てこないだろうと思います。もし殆どの人が賛成といっているもの行っても、反対は少ししか出てこないわけですから。

児玉委員 : 過去に仙台大学に9億円の寄付をするということがあって、とても問題になったことがありました。そのようなものは住民投票の対象になるのでしょうか。

関課長補佐： ならないと思います。

吉良副会長： あれはもう動き始めたこと、途中ですから。

児玉委員： いや、初めの頃だったら、寄付をする前だったら該当になるのかなと思ったので。

阿部委員： 今の説明で分かりましたが、住民基本条例の価値っていうのは住民が期待しているところとちょっと違うところにあるんですよね。

児玉委員： 白石の産廃関係の住民投票は、国の方の流れの住民投票だったんですか。

大庭委員： いや、市独自の条例だと思います。

阿部委員： 常設型ではなくて、非常設型ということでしょう。その時々で条例を作ると。今話しているのは、常設で条例を作りましょうという流れできておりますので。

関課長補佐： ただ、常設条例ができたからといって、非常設のものができないということではないんです。常設型で住民投票が馴染まないと判断されたものでも、どうしても住民投票が必要だというのであれば、個別の条例を制定するよう請求権はありますので。

阿部委員： 法によってそのような道は残されているけれども、それとこちらは別だということですよ。法律の体系のものとは別の話を我々はしているということですよ。そのところが今までよく分からなかったところなんですけどね。

関課長補佐： 常設のメリットというのは、その都度条例を制定して告示してという手間が無い、時間が短縮できるというのが大きいですから、本当に緊急に白黒つけなければならぬというときには常設型というのは生きてきます。逆に1年2年話し合いながら住民投票に移っていくということであれば、個別型の方がその一つの案件にピンポイントで作ることができるわけです。後は、有権者を何人集めたかでそれに対する関心度が明確に出ますので。

平間課長： そういう点では差別化があるということです。

阿部委員： その辺は既存の法体系があるわけですから。ですから、今はレアケースを考えているわけですよ。

遠藤会長： 私が問題提起したのは、個別の条例制定に基づく住民投票の道は開かれているものの、常設の住民投票制度があるということは、住民にとっては活用しやすいということになると思います。その場合に、その対象事項はネガティブリストに書いているも

のは排除されますが、そうでないものに関しては、その時々環境条件に左右されると。したがって、これを施行するに当たって説明をきちんと行っておくことが非常に重要であろうと。きちんと説明したとしても最後にバスケット条項（※）があって、解釈はその時の政治情勢なり住民の力関係によって変わってくるかもしれないということだと思います。そのためにも、対象事項は明確にしておきたいと思ひまして説明を求めていたところでした。

吉良副会長： 確認しておきたいことがあります。この審議会というのは、我々の任期は別としてまちづくりの状況の確認のためにも開かなければならないことになっておりますので、基本条例については絶えずチェックしなければならない、そういう責任があります。条文にも規定されていることですから。条例を制定したら終わりということではありませんので、基本条例だけでなく、住民投票条例の方も見ていかなければならないということです。

遠藤会長： 住民投票条例の運用状況もこの審議会がきちんとチェックしていかなければならないということですね。それについては、この審議会の委員全員の連帯責任ということになりますね。ですから、委員の皆さんから審議会開催の要請があれば、私と副会長とで協議していくということになります。

吉良副会長： つまり、諮問されたことのみに対応すれば良いということではないということです。ですら、先ほど会長から出されましたが、基本的な部分のイメージは審議会で統一しなければならないということです。

遠藤会長： イメージの統一ということについては、最終的に答申を出す場合に付議事項などできちんと整理しておきたいと思ひます。審議会の議論を踏まえ、議事録もきちんと読んだ上で私が整理していきたいと思ひます。はい、事務局どうぞ。

平間課長： 今回の諮問に当たり、速やかに答申をいただくのは難しいだろうと事務局では考えておりました。ただ、一方でこの審議会は、まちづくり基本条例のチェック機関という面もありますから、そのような審議ができる時間を持つ必要があるだろうということで、本日の会議の最後にご説明申し上げようと考えておりました。

遠藤会長： それでは本日の審議についてはここまでとし、諮問事項の（２）の④外国人の範囲については次回の審議ということで、じっくり議論していきたいと思ひます。各委員には、条例案の第３条をきちんと咀嚼していただいて、（２）④の議論に入っていきたいと思ひます。非常に重要な事項ですので、慎重に進めたいと考えています。そのようなことでよろしいでしょうか。

（はい、の声）

※法令などの規定で、個別具体的に限定列挙するだけでは規定しきれない場合や、弾力的に運用する余地を残そうとする場合、幅広く対象を規定しようとする場合などに規定される条項。

5. その他

遠藤会長 : それでは、その他に移ります。事務局からお願いします。

小林主査 : まず、次回開催日程につきましては、あまり期間を空け過ぎず、可能でしたら10月末から11月前半にかけて開催できればと考えております。会長、副会長と調整し、決まり次第皆様へ通知を差し上げたいと思います。

関課長補佐: 次回開催ということで、諮問事項には開票要件についてという内容がありますが、それに関連して、条例案の中には住民請求の署名数として1/50とか1/6という要件が出てきます。先ほどの審議で出てきた対象のイメージを考えてときに、1/6以上という数字が果たしてどうなのかという意見もあるかもしれませんが。これは、今回の諮問事項に入っている件ではないのですが、関連ということでご審議の時間をとっていただければと考えています。1/6ですから約17%ということです。この人数が第2段階で請求すれば議会など関係なく必ず住民投票を実施することになります。リコールであれば1/3以上33.3%以上の方が請求するわけですから、そのレベルであれば完全に重要事項だと判断できるのですけれども、1/50以上で請求して否決されて第2段階で1/6の人の意向で実施できるということが、開票要件と考え合わせたときに50%は必要だ、いや17%で良いのではないかというような議論になるかもしれませんので、関連するという点で資料を読んでいただき、議論もしていただければと思います。

遠藤会長 : そういう点も踏まえたと、次回は住民投票条例案の詳細について説明いただきたいと思います。

それから、先ほど最後に事務局から説明があるといった点についてお願いします。

小林主査 : 基本条例によりますと、この審議会は4年を超えない範囲において、まちづくりの状況について検証し、町長に報告していくという役割があります。昨年度この審議会が設置されまして、今年度末には2年経過と折り返しになります。現在は住民投票条例についてご審議をいただいているのですが、今の状況ですと後1回か2回の審議で答申までいくかどうかということころだと思います。そこから考えますと、今年度中に開催できるか、もしかすると来年度に入ってからということもあると思いますが、まちづくりの状況についての中間検証ということで検討する時間を設けられればと考えております。

遠藤会長 : はい、それについては次回若しくはその次あたりで詳しく説明があるということでよろしいですね。

以上で、本日の一切の審議を終えたいと思います。

6. 閉 会

吉良副会長 : この審議会は、かなり細かい部分まで審議を行っているのですが、事務局からの厚い資料もだいたい読み込んでいただいているようです。結論を出していくには、なかなか時間がかかる内容ですが、長い年月をかけて検討してきた基本条例であり、十分審議していただいて遺漏のないように答申していきたいですので、次回の審議もよろしくお願ひしたいと思ひます。今日はどうもご苦勞様でございました。

以上で、全ての議事を終了したので、会長は午後4時5分閉会を宣言した。